

東日本高速道路株式会社

第15期定時株主総会

報告事項

事業報告	・・・P 1
連結貸借対照表	・・・P 27
連結損益計算書	・・・P 29
連結株主資本等変動計算書	・・・P 30
連結注記表	・・・P 31
貸借対照表	・・・P 40
損益計算書	・・・P 43
株主資本等変動計算書	・・・P 44
個別注記表	・・・P 45
連結計算書類に係る会計監査人監査報告謄本	・・・P 53
会計監査人監査報告謄本	・・・P 55
監査役会の監査報告謄本	・・・P 57

事 業 報 告

〔 平成 31 年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月 31 日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の状況

当連結会計年度における日本の経済は、上半期は輸出を中心に弱さがあったものの、企業収益や雇用・所得環境が継続的に改善する中で、個人消費についても持ち直し、民需の改善もみられるなど、緩やかな回復が続きました。一方、下半期は輸出が引き続き弱含む中で、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による個人消費及び設備投資の落ち込みや、令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害による生産の弱含みに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、景気全体が厳しい状況となりました。

このような事業環境のなか、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わりなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置き、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、「NEXCO東日本グループ中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」における「安全・安心・快適・便利な高速道路サービスの提供」「地域社会への貢献とインバウンド・環境保全への対応」「社会に貢献する技術開発の推進」「関連事業の収益力強化」「グループ全体の経営力強化」という5つの基本方針のもと、着実に事業を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は1兆2,643億4百万円（前期比34.9%減）、営業費用は1兆2,542億97百万円（前期比35.3%減）、営業利益は100億7百万円（前期は44億4百万円の営業利益）、経常利益は137億52百万円（前期は75億円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は99億72百万円（前期は41億15百万円）となりました。

② 部門別の状況

I 高速道路事業

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保するため、道路機能の向上、清掃や点検、道路の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路ネットワークの早期整備に向け高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

当連結会計年度末現在で管理延長は計44道路3,943kmとなっております。

近年頻発している自然災害に的確に対応し、「命の道」として、災害救助や被災地域の復興支援のために交通路を確保することは当社グループの大きな使命です。

令和元年9月9日に首都圏を直撃した台風15号では各地で暴風雨に見舞われ、当社管内の約500kmが通行止めとなりました。また、同年10月12日から13日にかけて東日本全域を襲った台風19号では、各地で河川が氾濫、決壊するなど被害を及ぼし、当社管内においても上信越道の盛土変状やスマートインターチェンジ（以下「スマートIC」）の水没などの甚大な被害が発生し、管理延長の半分以上にあたる約2,200kmが通行止めになりました。2つの台風による被災に対して、昼夜連続で復旧作業を行い、都心から成田国際空港へのアクセスルートである東関東道を早期に通行止め解除し、その他の路線やスマートICにつきましても、順次通行止めを解除しました。また、自衛隊、消防庁、自治体、DMATや電力会社の要請に応じ、復旧作業のため通行止めとなっていた路線においては、速やかに緊急車両等の交通路を確保し、医療活動や復旧作業を支援しました。加えて、災害ボランティア車両を含む災害派遣等従事車両に対する高速道路無料措置を実施したほか、浸水し土砂が堆積した国道の清掃や、休憩施設における携帯電話充電用電源・飲料水の無償提供などの支援を行いました。

防災・減災の強化としては、平成28年4月に発生した熊本地震による跨道橋被災を受け、ロッキング橋脚を有する橋梁の耐震補強工事を進めております。

安全・安心を次の世代へ引き継ぐため、インフラ老朽化への対策として実施する大規模更新・修繕事業（高速道路リニューアルプロジェクト）については、平成27年度より事業に着手し、引き続き同事業の推進に向け、必要な各種調査・設計を進めるとともに、工事を計画的に進めております。加えて、道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故を惹起するおそれのある車両制限令違反車両に対しては、取締を強化するとともに、大口・多頻度割引停止措置や、車両重量自動計測装置の整備を進めています。

さらに、高速道路の長期的な「安全・安心」の確保のため、ICTやロボティクス等最新技術を活用した次世代インフラ総合マネジメントシステム「スマートメンテナンスハイウェイ（SMH）構想」については、いよいよ技術開発から全社的な運用の段階へ移行します。令和元年度から取り組んできた点検データの統計・分析にビジネスインテリジェンスツールを活用する取組みでは、保全計画検討における意思決定プロセスが標準化され、生産性が向上しました。令和2年度からは、各種SMH開発ツールの全社的な運用開始と定着を図るとともに、それらの効果検証を進めてまいります。

交通事故削減対策では、高速道路での逆走による重大事故ゼロを目指し、統一的な逆走防止のハード対策を進めたほか、ソフト対策を継続的に実施しました。引き続き、企業等から公募した逆走検知や抑制に係る技術の中で有効な技術を活用しながら更なる安全対策を図ってまいります。加えて、対面通行区間における突破・正面衝突事故の防止対策として、土工部へのワイヤロープの設置を進めるとともに、試行検証中であった中小橋にも本格的に工事に着手します。また、トンネル・長大橋部では引き続き公募による選定技術の検証を進めてまいります。

当社グループが管轄する事業エリアは、冬期の気象条件が厳しい地域が多いという特徴があり、効率的な雪氷対策を実施するとともに、冬タイヤのチェーンチェックや情報提供の強化など関係機関と連携して、お客さまへの安全な冬期交通の確保に努めました。

また、高速道路の利便性向上のため、E T Cを活用した時間帯割引、E T Cマイレージサービスに加え、地域の観光振興やインバウンド対応を目的としたE T C周遊割引「ドラ割」について、地域でのイベント開催を踏まえ新たに「ググっとぐんまフリーパス」を実施したほか、新規開通により新たな周遊ルートが誕生した東北で「東北観光フリーパス」のプランをよりご利用しやすくなるよう見直しました。このほか、福島第一原子力発電所事故により警戒区域等から避難されている方を対象として平成23年6月から国の施策に基づき開始した高速道路の無料措置を当連結会計期間においても継続するとともに、福島第一原子力発電所事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置についても継続しました。

一方、道路建設事業においては、令和元年9月27日にスマートIC4箇所の整備を追加する高速道路事業の変更について国土交通大臣から許可（以下「事業許可」）を受けて事業を進めてきたほか、同2年3月31日には一般国道4号東埼玉道路（草加八潮インターチェンジ（以下「IC」）・ジャンクション（以下「JCT」）（仮称）～浦和野田線IC（仮称））の有料道路事業の新規導入並びに道東自動車道（占冠IC～トナムIC）及び常磐自動車道（浪江IC～南相馬IC）の4車線化事業を追加する事業許可を受けました。

当連結会計年度における高速道路の新設事業は、計6道路109kmの区間で実施し、このうち東北中央自動車道（南陽高島IC～山形上山IC）の1道1区間（24.4km）について新規開通しました。この結果、全体計画延長4,028kmの約98%にあたる3,943kmの高速道路ネットワークを形成させました。

また、当連結会計年度における4車線化拡幅等の改築事業は、計18道路196kmの区間で実施し、上信越自動車道（信濃町IC～上越JCT）及び館山自動車道（富津中央IC～富津竹岡IC）の2道2区間（15.8km）が4車線となりました。

さらに、高速道路の新設・改築にあたっては、良好な沿道環境の保全や地域との調和を図るため、遮音壁の設置や盛土のり面の樹林化等を進め、地球温暖化防止等にも寄与すべく努力してまいりました。

当連結会計年度の料金収入等は、新型コロナウイルス感染症の影響による年度末の交通量の減少等もあり8,657億24百万円（前期比0.1%減）となりました。また、上掲の区間を新規に開通させたこと等に伴い、道路資産完成高は3,160億24百万円（前期比68.3%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業収益は1兆1,817億49百万円（前期比36.6%減）となりました。

一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」）との協定に基づく道路資産賃借料については、6,118億79百万円（前期比1.4%減）となりました。また、その他の営業費用については、道路資産完成原価等の減少に伴い、5,622億69百万円（前期比54.7%減）となりました。これらにより、高速道路事業における営業費用は1兆1,741億48百万円（前期比37.0%減）となりました。

この結果、当連結会計年度において、高速道路事業は76億円の営業利益（前期は10億40百万円の営業利益）となりました。

II 受託事業

受託事業につきましては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等について、事業を推進してまいりました。

当連結会計年度の受託事業における営業収益は435億32百万円（前期比19.3%増）、営業費用は436億3百万円（前期比19.5%増）となり、この結果、70百万円の営業損失（前期は8百万円の営業利益）となりました。

III 道路休憩所事業

道路休憩所事業につきましては、当社が管理する328箇所（うち、当社の商業施設がある箇所は193箇所。）のサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」）をより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、当社全額出資の子会社であるネクセリア東日本株式会社、株式会社ネクスコ東日本リテイル、株式会社ネクスコ東日本エリアサポートと一体となり、高速道路商業施設運営のスペシャリストとして、業務執行の効率性を追求しながら、お客さまにご満足いただけるエリアづくりに努めてまいりました。

当連結会計年度における商業施設の運営につきましては、地元の特産品や名産品等の地域産品を紹介・応援することを目的とした「地域産品応援フェア！」等、地域の「ショーウィンドウ」化を推進するとともに、通訳クラウドサービスを利用したエリアコンシェルジュによる案内やフードメニューの外国語表示等、訪日外国人のお客さまへ柔軟に対応するための取組みを推進してまいりました。

商業施設の建設につきましては、令和元年7月に東北自動車道 蓮田SA（上り線）をオープンしました。新たな蓮田SA（上り線）は、東京方面に約2.5km移転し、旧SAと比べて駐車マスを約3倍、商業施設の規模を約2倍と大きく拡張し、商業施設は「P a s a r（パサール）蓮田」（上り線）として開業しました。

当連結会計年度の道路休憩所事業における営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響による店舗売上高の減少等により、406億81百万円（前期比2.2%減）となりました。

一方、営業費用は、店舗売上高の減少による売上原価が減少したこと等により、384億77百万円（前期比0.2%減）となり、この結果、22億3百万円の営業利益（前期は30億12百万円の営業利益）となりました。

IV その他の事業

その他の事業につきましては、旅行事業では東京湾アクアラインの緊急避難通路のガイドツアーに沿線の観光施設を組み合わせたバスツアー等のインフラツーリズムを実施したほか、当社の会員カード「E-NEXCO pass」で新規会員獲得イベントや利用促進キャンペーンを実施する等、事業の拡大に努めてまいりました。更には、日比谷駐車場事業、仙台南及び郡山トラックターミナルで実施しているトラックターミナル事業、高速道路の高架下における占用施設活用事業等を行いました。

また、新規事業開発につきましては、新たな事業領域への展開、新たな技術や成長分野を踏まえたサービスの開発・拡充を図るため、ビッグデータやAI等、先端技術の利活用に関する調査検討や実用化に向けた実証実験を実施しました。

国内のコンサルティング事業につきましては、国土交通省が事業促進PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）として発注した「三陸沿岸道路事業監理業務（気仙沼唐桑工区）」を平成24年6月から実施し、当連結会計年度にあつては、当該業務区間のうち令和2年2月に気仙沼中央IC～気仙沼港ICの1.7kmが開通しました。また、本業務は令和2年4月より新たに1年間契約を締結し、担当区間の全開通に向け引き続き実施することになりました。

海外事業の分野では、当社グループが保有する技術・ノウハウを活用した、インド国内における道路点検及びITS（高度道路交通システム）を中心とした技術支援業務を展開するために、インド現地法人（E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED）を設立しました。また、他社と共同でインドの有料道路運営事業へ参画するとともに、高速道路事業を通じて蓄積された技術とノウハウを活用し、インド、ミャンマー等においてODAコンサルティング業務を行いました。

当連結会計年度のその他の事業における営業収益は48億98百万円（前期比14.5%減）、営業費用は46億60百万円（前期比14.6%減）となり、この結果、2億37百万円の営業利益（前期は2億70百万円の営業利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が事業を実施するにあたっては、安全・安心・快適・便利な高速道路のご利用を確保しつつ、高速道路機構との協定に基づく道路資産賃借料を着実に支払うとともに、高速道路ネットワークの形成を進めていく必要があります。特に、高速道路の管理につきましては、景気の動向等が交通動向や料金収入に与える影響を引き続き注視しつつ、お客さまを第一に考え、適切かつ円滑な運用を図っていく必要があります。

これらの課題に適切に対処していくため、当社は、経営理念・ビジョンを共有するグループ会社との一体経営を一層推進し、グループ全体の効率性・生産性の更なる向上に努めるとともに、高速道路をこれまで以上に有効に活用し、その効果を最大限発揮させることで、地域社会の発展と暮らしの向上、更には広く日本経済全体の活性化に貢献してまいります。

また、限られた財源の中での高速道路整備により暫定2車線区間が多数存在すること、高速道路の逆走や歩行者・自転車の高速道路への進入等安全性・信頼性に係る課題が顕在化していること、激甚化した広域的・同時多発的な風水害が発生していることなど対応すべき課題が多く残されています。

このような状況に対応し、高速道路の更なる機能強化を図るため、国土交通省が令和元年9月に策定した「高速道路における安全・安心基本計画」を踏まえ、各施策の計画的かつ着実な推進を図ることを目的に、令和元年12月に「高速道路における安全・安心実施計画」を策定しました。

当社グループは、「高速道路における安全・安心実施計画」で策定した各施策の着実な推進及び令和2年度が最終年度となる「中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」の達成に向け、高速道路リニューアルプロジェクトの推進、地域との連携や災害時の対応力の強化、ミッシングリンク解消に向けた首都圏環状道路等の整備や首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡JCT～大栄JCT）の4車線化等の推進、休憩施設のリニューアル等にグループ一丸となって取り組んでまいります。

なお、当連結会計年度においても影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行したことにより、経済に深刻な影響が生じ、先行きは不透明な状況です。このような状況の中、当社グループにおいては、在宅勤務等感染を予防する体制のもと、経済活動の安定確保に不可欠な社会基盤である高速道路事業及び道路休憩所事業を継続しておりますが、同感染症の状況により、事業の進捗や収益等にさらに大きな影響を与える可能性があります。

株主様におかれましては、今後とも当社グループの事業に対し、一層のご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設等の資金に充てるため、次のとおり、総額4,000億円の普通社債を発行するとともに、金融機関から総額600億円の借入れを行い、総額4,600億円を調達いたしました。

種別	発行日又は借入日	発行額又は借入額
東日本高速道路株式会社 第56回社債	平成31年 4月26日	400億円
東日本高速道路株式会社 第57回社債	平成31年 4月26日	200億円
東日本高速道路株式会社 第58回社債	平成31年 4月26日	300億円
東日本高速道路株式会社 第59回社債	令和元年 7月31日	400億円
東日本高速道路株式会社 第60回社債	令和元年 7月31日	300億円
東日本高速道路株式会社 第61回社債	令和元年 7月31日	400億円
東日本高速道路株式会社 第62回社債	令和元年11月29日	300億円
東日本高速道路株式会社 第63回社債	令和元年11月29日	200億円
東日本高速道路株式会社 第64回社債	令和元年11月29日	400億円
東日本高速道路株式会社 第65回社債	令和2年 1月31日	300億円
東日本高速道路株式会社 第66回社債	令和2年 1月31日	200億円
東日本高速道路株式会社 第67回社債	令和2年 1月31日	600億円
長期借入金	令和元年 7月25日	300億円
長期借入金	令和元年 9月30日	150億円
長期借入金	令和2年 3月31日	150億円
合計		4,600億円

上記のほか、高速道路機構から26億29百万円の無利子借入れを行いました。

なお、道路建設等の事業資金に充てるために当社が負担している債務のうち、当連結会計年度においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定に基づ

き、高速道路機構に帰属した道路資産に対応する3,466億円（社債債務3,166億円及び借入金債務300億円）の債務が高速道路機構に引き受けられました。

また、令和2年3月12日開催の取締役会において、令和2年度における高速道路株式会社（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金の一部に充当するための普通社債及び長期借入金の調達限度額を8,257億円、同法第5条第1項第4号の事業に要する資金の一部に充当するための長期借入金の調達限度額を500億円、短期社債及び短期借入金に係る残高の限度額を各750億円とすることをそれぞれ決議いたしました。

（4）設備投資の状況

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

（高速道路事業）

東北中央自動車道新規開通に伴うかみのやま温泉料金所ほか7料金所の新設（全8料金所）
（スマートICを含む。）

東北中央自動車道かみのやま温泉料金所ほか33料金所におけるETC設備の新設（全34料金所）（スマートICを含む。）

（道路休憩所事業）

東北自動車道蓮田SA（上り線）の拡充

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

（高速道路事業）

道央自動車道苫小牧中央料金所ほか4料金所の新設（全5料金所）（スマートICを含む。）
道央自動車道苫小牧中央料金所ほか20料金所におけるETC設備の新設（全21料金所）
（スマートICを含む。）

（道路休憩所事業）

東北自動車道国見SA（上下線）の拡充

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 28 年度 第 12 期	平成 29 年度 第 13 期	平成 30 年度 第 14 期	令和元年度 第 15 期 (当連結会計年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,034,522	1,056,448	1,943,102	1,264,304
経常利益	百万円	22,092	3,304	7,500	13,752
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	24,231	20,858	4,115	9,972
1株当たり 当期純利益	円	230.77	198.65	39.19	94.97
総資産	百万円	1,481,981	1,850,988	1,247,410	1,287,936
純資産	百万円	201,533	223,160	230,805	240,542
自己資本比率	%	13.59	12.05	18.50	18.67
1株当たり 純資産	円	1,919.37	2,125.33	2,198.15	2,290.88

②当社の財産及び損益の状況

区分	単位	平成 28 年度 第 12 期	平成 29 年度 第 13 期	平成 30 年度 第 14 期	令和元年度 第 15 期 (当事業年度)
営業収益 (売上高)	百万円	1,001,139	1,022,811	1,908,519	1,230,879
経常利益	百万円	17,144	1,328	1,973	7,081
当期純利益 又は純損失	百万円	20,587	21,219	1,219	5,828
1株当たり 当期純利益 又は純損失	円	196.07	202.09	11.61	55.50
総資産	百万円	1,434,575	1,805,456	1,195,257	1,232,623
純資産	百万円	173,618	194,818	196,028	201,817
自己資本比率	%	12.10	10.78	16.40	16.37
1株当たり 純資産	円	1,653.50	1,855.41	1,866.93	1,922.07

(6) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
高速道路事業	道路管理事業 道路建設事業
受託事業	道路受託事業
道路休憩所事業	道路休憩所事業
その他の事業	駐車場事業 トラックターミナル事業 占用施設活用事業 ホテル事業 ウェブ事業 コンサルティング事業 海外事業 カード事業

(7) 主要な営業所

(令和2年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

- ・本社 (東京都千代田区)
- ・支社 北海道支社 (札幌市) 【 6 管理事務所、 1 工事事務所】
- 東北支社 (仙台市) 【 1 5 管理事務所、 3 工事事務所】
- 関東支社 (さいたま市) 【 1 4 管理事務所、 6 工事事務所】
- 新潟支社 (新潟市) 【 4 管理事務所、 1 工事事務所】
- ・海外 インド事務所 (インド)

※ 令和2年4月1日に、新潟支社に1工事事務所を新設しました。

注) 令和2年3月末に、新潟支社の1工事事務所を閉鎖しました。

②主要な子会社の本店所在地

- 株式会社ネクスコ・トール東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ・トール関東 (東京都墨田区)
- 株式会社ネクスコ・トール北関東 (さいたま市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道 (札幌市)
- 株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北 (仙台市)
- 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング (東京都荒川区)

株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟（新潟市）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道（札幌市）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス東北（仙台市）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス関東（東京都千代田区）
 株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟（新潟県長岡市）
 株式会社ネクスコ・パトロール東北（仙台市）
 株式会社ネクスコ・パトロール関東（東京都文京区）
 株式会社ネクスコ・サポート北海道（札幌市）
 株式会社ネクスコ・サポート新潟（新潟市）
 株式会社ネクスコ東日本トラスティ（東京都港区）
 株式会社関東エリアクリーン（東京都千代田区）
 ネクセリア東日本株式会社（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本リテイル（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本エリアサポート（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本ロジテム（千葉県習志野市）
 株式会社ネクセリア・シティフード（東京都港区）
 株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ（東京都港区）
 E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED（インド国ハリヤナ州）

（８）従業員の状況

（令和２年３月３１日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業部門	従業員数	対前期比増減
高速道路事業	13,820名	242名増
受託事業		
道路休憩所事業	1,049名	21名減
その他の事業		
共通部門	361名	7名増
計	15,230名	228名増

②当社の使用人の状況

従業員数	対前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,335名	52名増	41.7歳	17.5年

注）当社から社外への出向者を除き、社外からの出向者を含みます。

(9) 重要な子会社の状況

(令和2年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ネクスコ・トール東北	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・トール北関東	90 百万円	100.0%	料金收受業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道	60 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	90 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	40 百万円	100.0%	保全点検業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス北海道	43 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	99 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	90 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・メンテナンス新潟	72 百万円	100.0%	維持修繕業務
株式会社ネクスコ・パトロール東北	60 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・パトロール関東	90 百万円	100.0%	交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート北海道	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ・サポート新潟	40 百万円	100.0%	料金收受業務及び交通管理業務
株式会社ネクスコ東日本トラスティ	45 百万円	100.0%	用地の取得・管理及び社屋等管理業務
株式会社関東エリアクリーン	30 百万円	100.0%	維持修繕業務
ネクセリア東日本株式会社	15 億円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理・運営業務
株式会社ネクスコ東日本リテイル	225 百万円	100.0%	S A・P A内直営店舗運営業務

株式会社ネクスコ東日本エリアサポート	90 百万円	100.0%	S A・P A内商業施設の管理点検業務及びコンシェルジュ業務
株式会社ネクスコ東日本ロジテム	90 百万円	100.0%	S A・P A内店舗への配送等業務
株式会社ネクセリア・シティフード	60 百万円	100.0%	飲食店舗運営業務
株式会社ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ	85 百万円	100.0%	S M H関連技術や情報基盤高度化技術の調査、研究、開発業務
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED	49 百万ルピー	100.0%	インドにおける高速道路分野の技術支援業務

注) 当社は、インドにおける高速道路分野の技術支援業務を実施するため、令和元年10月に、E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED を設立しました。

注) 株式会社関東エリアクリーンは、株式会社ネクスコ・メンテナンス関東の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクセリア・シティフードは、ネクセリア東日本株式会社の完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクスコ東日本ロジテムは、株式会社ネクスコ東日本リテイルの完全子会社(当社の孫会社)であります。

注) 株式会社ネクスコ東日本ロジテムは、経営効率化を目的として、令和2年1月に資本金90百万円に減資しました。

② その他の重要な企業結合の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
東京湾横断道路株式会社	900 億円	33.3%	東京湾アクアライン、海ほたる P A の管理・運営業務
株式会社 N E X C O システムズ	50 百万円	33.3%	N E X C O 3 社の基幹となるシステムの運用管理業務
株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	N E X C O 3 社の高速道路技術に関する調査・研究・技術開発業務
ハイウェイ・トール・システム株式会社	75 百万円	30.0%	料金收受機械保守整備業務
株式会社 N E X C O 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理店業務、生命保険募集業務、保険コンサルティング業務
東北高速道路ターミナル株式会社	10 億 82 百万円	27.0%	仙台南トラックターミナル、郡山トラックターミナルの管理・運営業務
日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	28.6%	海外の高速道路の新設・改築・維持・修繕・管理に関する業務

(10) 主要な借入先の状況

(令和2年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3 2 6 億 8 4 百万円
株式会社三菱 U F J 銀行	2 5 8 億 5 8 百万円
信金中央金庫	1 1 5 億 9 0 百万円
株式会社三井住友銀行	8 0 億 5 8 百万円
農林中央金庫	7 9 億 2 6 百万円

2. 会社の株式に関する事項

(令和2年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 420百万株
- ② 発行済株式の総数 105百万株
- ③ 株主数 1名
- ④ 1単元の株式数 100株

(2) 株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の株主への出資状況	
	持ち株数	議決権比率	持ち株数	議決権比率
財務大臣	105,000,000株	100.00%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(令和2年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岡本 園衛	取締役会長	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ダイセル社外取締役 東急株式会社社外取締役
小島 徹	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	
榎 正剛	代表取締役兼副社長執行役員 経営企画本部長	
萩原 隆一	取締役兼常務執行役員 サービスエリア事業本部長	
荒川 真	取締役兼常務執行役員 総務・経理本部長	
澤田 和宏	取締役兼常務執行役員 建設事業本部長	
高橋 知道	取締役兼常務執行役員 管理事業本部長	
松崎 薫	取締役兼常務執行役員 技術本部長	
藤田 泰三	監査役 (常勤)	
岡本 登	監査役 (常勤)	
尾崎 道明	監査役 (非常勤)	株式会社かんぼ生命保険 社外取締役 (監査委員長)
櫻井 敬子	監査役 (非常勤)	

注) 令和元年6月25日開催の第14期定時株主総会において、以下のとおり決議されました。

・澤田和宏氏、高橋知道氏及び松崎薫氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

注) 取締役岡本園衛氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

注) 櫻井敬子氏の戸籍上の氏名は、橋本敬子であります。

注) 当社は、社外取締役である岡本園衛氏並びに社外監査役である藤田泰三氏、岡本登氏、尾崎道明氏及び櫻井敬子氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

※ 取締役岡本園衛氏は、令和2年6月19日付で株式会社ダイセル社外取締役を退任する予

定であります。

※ 監査役尾崎道明氏は、令和2年6月15日付で株式会社かんぼ生命保険社外取締役（監査委員長）を退任する予定であります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	備考
取締役	9人	145百万円	・取締役の報酬額 年額200百万円以内 (平成17年9月21日 開催の創立総会決議)
監査役	4人	47百万円	・監査役の報酬額 年額70百万円以内 (平成17年9月21日 開催の創立総会決議)
計	13人	193百万円	

注) 上記支給人数には、第14期定時株主総会において退任した取締役2名を含んでおり、無報酬の社外取締役は含んでおりません。

注) 上記報酬等の額には、慰労金として、退任取締役2名に支給した12百万円を含んでおります。

注) 上記監査役の報酬等の額は、社外監査役4名に対する総額であります。

注) 上記のほか、当連結会計年度において役員退職慰労引当金として13百万円(退任した役員分を含む。)を繰り入れております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

I 取締役 岡本 圀衛

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度の在任期間中に開催された15回全てに出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。

II 監査役 藤田 泰三

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回全てに出席し、監査役会へは同15回全てに出

席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅲ 監査役 岡本 登

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回全てに出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、常勤監査役として経営会議その他の重要会議に出席のほか、支社、事務所、グループ会社の往査等を行い、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅳ 監査役 尾崎 道明

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回の中14回に出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

Ⅴ 監査役 櫻井 敬子

当連結会計年度における主な活動状況

取締役会へは当該年度に開催された15回の中14回に出席し、監査役会へは同15回全てに出席し、主に、法令や定款の遵守並びに取締役会における意思決定及び取締役の職務執行の監督の妥当性・適正性を確保する見地から、発言を行っております。また、監査役会において常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人・内部監査部門とも連携を図り、取締役の職務の執行が適法、適切に行われているかを監査しております。また、代表取締役との意見交換の場において、有益な意見具申をしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	67百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	108百万円

注) 表下段の額には、表上段の額を含んでおります。

注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制及び当連結会計年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【1】業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画するとともに、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める「善管注意義務」及び「忠実義務」に則って適切に職務を行う。

高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、倫理行動規範を定め、取締役はこれを率先して実践する。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規則を定め、適切に保存及び管理を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心を最優先に、事故・災害等の発生に備えて事故・災害等の予防、応急対策及び復旧に関する規程等社内規則を定め、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるとともに、老朽化する高速道路の確実な維持管理に向けた取組を行う。

また、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定め、事業執行上の各種のリスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、委員会等で適宜検証し、適切に対応する体制を整えるほか、経営に与える影響の大きい最重要リスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け、取り組むこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、会社の重要な業務執行に係る決議、報告を行うとともに、経営会議を設置し、全社的に影響を及ぼす重要事項を十分に審議する。

また、経営の監督機能と業務執行機能の明確な役割分担のもと、役員・執行役員間の全社的な経営情報の共有を行う役員連絡会を設置し、取締役会の決議又は経営会議の審議に基づく代表取締役の定めた方針に従い業務を執行する体制を確立するとともに、組織と職務権限・責任に関する社内規則を定め、効率的執行を確保する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が行う高速道路事業の高い公共性に鑑み、法令、定款、倫理行動規範、その他社内規則及び社会通念等を遵守した職務の執行を確保するため、法令遵守活動に関する委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進を図ることにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備する。

また、内部監査の専属組織を設置し、継続的な監査を実施する。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体などには、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な体制の整備を図る。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

必要に応じて、子会社の職務執行状況について役員連絡会における報告を義務づけるほか、子会社の経営管理に関する社内規則を定め、子会社の経営管理上重要な事項について、当社の承諾等を行う体制を整える。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、リスクマネジメントに関する規程等社内規則を定めるなど、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応する体制を整える。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ戦略会議を設置し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有するほか、子会社に取締役会を設置し適切に運営するなど、子会社の態様に応じ、効率的執行を確保する。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役及び使用人が法令、定款、その他社内規則及び社会通念等を遵守するため、当社グループ倫理行動規範を定めるほか、必要に応じて、子会社における内部統制体制について指導・支援を行うことにより、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境の整備に努めるとともに、子会社の内部監査を定期的実施する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織を設置し、専属の使用人を配置する。

- ⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前条の使用人については業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任とするとともに、その人事異動については、監査役に協議することとする。

- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- 1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を定期的に報告することとする。

- 2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

前項の体制に加え、必要に応じて、監査役と子会社の取締役及び監査役が情報共有する体制を整える。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則を定め、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に関する所要の費用等を請求するときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、請求に応じる。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連係に努めることとする。

【2】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、平成28年12月に設置した「内部統制委員会」を令和2年3月に開催し、内部統制システムに関する基本方針の見直しに関する検討を行うとともに、基本方針の運用状況について評価などを行い、実効性のある内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会の意思決定に参画し、取締役の職務を相互に監督し、法令に定める善管注意義務及び忠実義務に則って適切に職務を行っている。

また、取締役は、「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を率先して実践している。

さらに、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理している。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「防災業務計画」や大規模災害発生時における事業継続計画等に基づき、事故・災害等の発生について迅速かつ適切な対応ができる体制を整えているほか、経年劣化による構造物の老朽化等に対応するため、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と共同で作成した「東・中・西日本高速道路の更新計画」に基づき、大規模更新工事・大規模修繕工事等の更新事業を適切かつ確実に進めている。

また、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業執行上の各種のリスクについてそれぞれの担当部署において対策を講じるとともに、その内容についてリスク管理推進委員会で適宜検証を行い、その結果を取締役に報告しているほか、労働安全衛生に関するリスクについては、労働安全衛生推進委員会において各種取組の状況を共有する等している。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会等の審議効率化、監督機能強化等のため取締役会規程等を改正し、以後、これに従って取締役会等を開催・運営している。

当連結会計年度において取締役会を15回（定時12回、臨時3回）開催したほか、経営会議を22回、役員連絡会を11回開催し、経営の監督のほか、適正かつ効率的な職務執行に寄与する意思決定、情報共有等を行っている。

また、「組織規程」、「職務権限・責任規程」等に基づき、取締役会決議等に従った適正かつ効

率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社外の有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を年2回開催してコンプライアンスに関する重要事項を審議するとともに、コンプライアンス推進会議においてコンプライアンス推進活動計画等を審議し、これに従いコンプライアンス活動を推進することにより、使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整えている。また、業務監査室による継続的内部監査を実施している。

さらに、労働安全衛生推進委員会において各種取組の状況を共有等している。

加えて、地区ごとに警察等関係機関と「不当要求防止連絡協議会」を組織する等し、反社会的勢力及び団体との一切の関係の排除に取り組んでいる。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

役員連絡会において子会社の取締役から職務執行状況を報告させているほか、「グループ経営規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項につき当社にて承諾等を行う体制を構築している。

2 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が定めるリスクマネジメント規程において、当社の子会社がリスクマネジメントの実施、リスクマネジメントに関する社内規則の制定等を行うべき旨を定めることにより、各子会社において当社と同内容のリスクマネジメントを実施する体制を整えている。

また、各子会社は、当社のリスクマネジメント規程に従ったリスクマネジメントに関する社内規則を定め、これに従い、事業執行上の各種のリスクについて適切に対応できる体制を整えている。

3 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当連結会計年度においてグループ戦略会議を開催し、当社グループの事業戦略を推進かつ共有している。

また、取締役会のほかに、必要に応じて経営に関する重要事項を審議する会議体を設置・運営している等、子会社の態様に適応した効率的な職務執行を可能とする体制を構築している。

4 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社のコンプライアンス推進責任者を集めた会議を年2回開催し、コンプライアンス推進に関する意見交換や情報を共有するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人全員に対してコンプライアンス情報を定期的に発信すること等により「NE XCO東日本グループ倫理行動規範」の遵守を徹底するとともに、必要の都度、子会社における内部統制体制について指導・支援を行う等、子会社の取締役及び使用人が高い倫理観を保持し行動する環境を整備している。

また、当社業務監査室にて子会社の内部監査を定期的実施している。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役会の直轄下に監査役室を設置するとともに、同室に専属の使用人を配置している。

⑧ 前条の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の専属の使用人については、業務執行部門との兼務を行わず、監査役の職務補助専任としている。

また、監査役室の専属の使用人の人事異動については、予め監査役に協議し、承諾を得たうえで行うこととしている。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

1 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を確認した場合は速やかに報告することとしているほか、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報の状況を、監査役との意見交換等を通じて定期的に報告している。

2 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社において法令違反その他のコンプライアンスに関する事象が発生した場合にあっては、その都度子会社の取締役若しくは使用人又は当社の取締役若しくは使用人から必要な情報提供を行うこととしている。また、当社監査役による子会社ヒアリングにおいて子会社の取締役及び監査役との意見交換等を通じて、必要な情報共有を行っている。

- ⑩ 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報に関する社内規則において、通報者に対する不利な取扱いを明確に禁止している。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの職務の執行に関する所要の費用等の請求に対し、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、支払いに応じている。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室及び会計監査人は、それぞれの立場で実施した監査結果について監査役と意見交換等を行って連携を図っており、監査役監査の有効性の向上に努めている。

連 結 貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金	96,541	
高速道路事業営業未収入金	90,461	
未収入金	58,877	
有価証券	19,999	
仕掛道路資産	608,176	
その他のたな御資産	5,633	
受託業務前払金	12,416	
その他	57,733	
貸倒引当金	△ 11	
流動資産合計		949,827
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	77,733	
減価償却累計額	△ 29,580	48,153
構築物	63,097	
減価償却累計額	△ 19,667	43,429
機械及び装置	152,614	
減価償却累計額	△ 88,644	63,969
車両運搬具	51,757	
減価償却累計額	△ 41,265	10,491
工具、器具及び備品	20,031	
減価償却累計額	△ 12,445	7,586
土地		86,549
リース資産	9,327	
減価償却累計額	△ 4,745	4,581
建設仮勘定		6,452
有形固定資産合計		271,215
2 無形固定資産		
無形固定資産		18,815
無形固定資産合計		18,815
3 投資その他の資産		
投資有価証券		32,498
長期前払費用		1,935
繰延税金資産		9,049
その他		3,519
貸倒引当金		△ 108
投資その他の資産合計		46,894
固定資産合計		336,925
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		1,182
繰延資産合計		1,182
資産合計		1,287,936

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	174,645	
短期借入金	667	
1年内返済予定の長期借入金	328	
リース債務	1,523	
未払金	41,763	
未払法人税等	3,770	
預り金	1,733	
受託業務前受金	23,762	
前受金	250	
賞与引当金	6,796	
その他	6,205	
流動負債合計		261,446
II 固定負債		
道路建設関係社債	570,000	
道路建設関係長期借入金	110,633	
リース債務	3,568	
ETCマイレージサービス引当金	9,096	
その他引当金	690	
退職給付に係る負債	75,923	
のれん	2,434	
その他	13,600	
固定負債合計		785,947
負債合計		1,047,393
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金	52,500	
資本剰余金	58,793	
利益剰余金	142,920	
株主資本合計		254,214
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△ 92	
繰延ヘッジ損益	18	
為替換算調整勘定	△ 5	
退職給付に係る調整累計額	△ 13,592	
その他の包括利益累計額合計		△ 13,672
純 資 産 合 計		240,542
負債・純資産合計		1,287,936

連 結 損 益 計 算 書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,264,304
II. 営業費用		
道路資産賃借料	611,879	
高速道路等事業管理費及び売上原価	551,491	
販売費及び一般管理費	90,926	1,254,297
営業利益		10,007
III. 営業外収益		
受取利息	46	
土地物件貸付料	476	
持分法による投資利益	1,584	
その他	1,804	3,912
IV. 営業外費用		
支払利息	24	
その他	143	167
経常利益		13,752
V. 特別利益		
固定資産売却益	190	
その他	0	191
VI. 特別損失		
固定資産除却損	287	
減損損失	277	
その他	52	617
税金等調整前当期純利益		13,325
法人税、住民税及び事業税	3,808	
法人税等調整額	△ 455	3,353
当期純利益		9,972
親会社株主に帰属する当期純利益		9,972

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
平成31年4月1日残高	52,500	58,793	132,948	244,241	△ 48	2	—	△ 13,389	△ 13,436	230,805
連結会計年度中の変動額										
親会社株主に帰属する当期純利益			9,972	9,972						9,972
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					△ 44	16	△ 5	△ 202	△ 235	△ 235
連結会計年度中の変動額合計	—	—	9,972	9,972	△ 44	16	△ 5	△ 202	△ 235	9,736
令和2年3月31日残高	52,500	58,793	142,920	254,214	△ 92	18	△ 5	△ 13,592	△ 13,672	240,542

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北、(株)ネクスコ・トール関東、(株)ネクスコ・トール北関東、
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道、(株)ネクスコ・メンテナンス東北、
(株)ネクスコ・メンテナンス関東、(株)ネクスコ・メンテナンス新潟、(株)ネクスコ・パトロール東北、
(株)ネクスコ・パトロール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道、(株)ネクスコ・サポート新潟、
(株)ネクスコ東日本トラスティ、(株)関東エリアクリーン、
ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ東日本リテイ尔、(株)ネクスコ東日本エリアサポート、
(株)ネクスコ東日本ロジテム、(株)ネクセリア・シティフード、
(株)ネクスコ東日本イノベーション&コミュニケーションズ、
E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED

連結子会社のうち、E-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED については、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしている。

二 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用している。

持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、
ハイウェイ・トール・システム(株)、(株)NEXCO 保険サービス、東北高速道路ターミナル(株)、
日本高速道路インターナショナル(株)

三 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっている。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっている。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。

④ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

⑤ カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

② ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

通貨スワップ及び為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、為替予約

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建金銭債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしている。

ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している通貨スワップ取引及び為替予約については、有効性の評価を省略している。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計算している。

⑤ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

⑥ 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 570,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 844,871 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
中日本高速道路(株)	6 百万円
西日本高速道路(株)	8 百万円
合 計	511,014 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,086,129 百万円
--------------------	---------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 316,686 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 30,000 百万円それぞれ減少している。

三 その他のたな卸資産の内訳

商品	364 百万円
未成工事支出金	1,894 百万円
原材料及び貯蔵品	3,374 百万円
合 計	5,633 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧のうち、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる高速道路資産（以下「高速道路資産」という。）に係る建設資金計画に照らし、金融機関借入及び社債発行により必要資金を調達している。また、短期的な運転資金を短期社債及び金融機関からの借入により調達している。

なお、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融資産に限定し運用を行っている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社においては、運転資金等をその用途とする短期の資金調達及び高速道路資産の建設等をその用途とする長期の資金調達を行っている。

長期の資金調達においては、固定金利による調達の比率を高め、その余を変動金利による調達とし、金利変動リスクを最小限にとどめている。

変動金利による調達については金利変動リスクがあるが、市中における金利環境及び調達した資金の弁済までの期間を考慮のうえ、金利変動リスクを認識したものについて、条件決定時に金利スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。外貨建による調達については為替変動リスクに晒されるため、条件決定時に通貨スワップ取引を行うことで当該リスクを回避している。

当連結会計年度のデリバティブ取引については、1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の②ヘッジ会計の方法を参照。

なお、一時的な余裕資金は、社内規程に基づき、安全性の高い金融資産に限定して運用を行っている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利による長期借入金は、金利変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引を利用して特例処理を行うことがある。

外貨建長期借入金及び外貨建社債は、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されるため、個別の案件ごとに管理しており、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用して特例処理、振当処理を行っている。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社の社内規定に基づき、リスク回避目的以外のものを禁止しており、特例処理、振当処理の要件を満たしている取引についてはそれぞれの処理を採用している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては、一定の前提条件が織り込まれているため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する場合もある。

二 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	96,541	96,541	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	90,461 △11		
	90,449	90,449	—
(3) 未収入金	58,877	58,877	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	20,090	20,089	△0
② その他有価証券	250	250	—
(5) 高速道路事業営業未払金	(174,645)	(174,645)	—
(6) 未払金	(41,763)	(41,763)	—
(7) 道路建設関係社債	(570,000)	(568,695)	△1,304
(8) 道路建設関係長期借入金	(110,633)	(110,549)	△84

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除している。

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって
いる。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関
から提示された価格によっている。

(5) 高速道路事業営業未払金並びに (6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって
いる。

(7) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっている。

(8) 道路建設関係長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっている。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表 32,158 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設（土地を含む）等を有している。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものである。

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	3,941	3,941
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	89,434	87,236

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注) 2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	2,290.88 円
一株当たり当期純利益金額	94.97 円

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		91,181
高速道路事業営業未収入金		90,465
未収入金		55,983
未収収益		1
リース投資資産		258
短期貸付金		9,012
有価証券		19,999
仕掛道路資産		610,908
原材料		520
貯蔵品		868
受託業務前払金		12,531
前払金		3,589
前払費用		692
その他の流動資産		50,938
貸倒引当金		△ 11
流動資産合計		946,941
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,270	
減価償却累計額	△ 1,071	1,199
構築物	52,481	
減価償却累計額	△ 13,712	38,769
機械及び装置	148,144	
減価償却累計額	△ 85,732	62,412
車両運搬具	45,953	
減価償却累計額	△ 37,886	8,067
工具、器具及び備品	9,348	
減価償却累計額	△ 5,597	3,751
土地		0
リース資産	245	
減価償却累計額	△ 158	87
建設仮勘定		4,701
無形固定資産		118,988
		9,275
128,263		
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	41,903	
減価償却累計額	△ 17,786	24,116
構築物	9,459	
減価償却累計額	△ 5,200	4,259
機械及び装置	4,546	
減価償却累計額	△ 2,604	1,942
工具、器具及び備品	521	
減価償却累計額	△ 395	125
土地		72,161
建設仮勘定		1,546
104,152		
無形固定資産		45
104,198		

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	14,858		
減価償却累計額	△ 4,973	9,884	
構築物	968		
減価償却累計額	△ 539	429	
機械及び装置	386		
減価償却累計額	△ 130	255	
工具、器具及び備品	2,147		
減価償却累計額	△ 1,296	850	
土地		11,315	
リース資産	1,660		
減価償却累計額	△ 739	921	
建設仮勘定		65	23,722
無形固定資産			7,539
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地		105	105
E 投資その他の資産			
関係会社株式			16,081
投資有価証券			603
長期貸付金			120
長期前払費用			1,861
その他の投資等			2,112
貸倒引当金			△ 108
固定資産合計			284,499
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費			1,182
繰延資産合計			1,182
資産合計			1,232,623

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	201,123	
短期借入金	667	
1年以内返済予定長期借入金	328	
リース債務	488	
未払金	31,461	
未払費用	682	
未払法人税等	2,027	
預り連絡料金	915	
預り金	15,351	
受託業務前受金	23,762	
前受金	247	
前受収益	7	
賞与引当金	2,923	
その他の流動負債	2,705	
流動負債合計	282,693	
II 固定負債		
道路建設関係社債	570,000	
道路建設関係長期借入金	110,633	
リース債務	662	
繰延税金負債	10	
受入保証金	8,893	
退職給付引当金	48,116	
役員退職慰労引当金	37	
ETCマイレージサービス引当金	9,096	
カードポイントサービス引当金	539	
資産除去債務	123	
固定負債合計	748,113	
負債合計		1,030,806
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	
その他資本剰余金	6,293	
資本剰余金合計	58,793	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	13,700	
安全対策・サービス高度化積立金	26,065	
別途積立金	20,692	
繰越利益剰余金	30,132	
利益剰余金合計	90,590	
株主資本合計		201,884
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 66
評価・換算差額等合計		△ 66
純 資 産 合 計		201,817
負債・純資産合計		1,232,623

損 益 計 算 書
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	857,473	
道路資産完成高	316,024	
受託業務収入	4	
その他の売上高	1,382	1,174,884
2. 営業費用		
道路資産賃借料	611,879	
道路資産完成原価	316,024	
管理費用	243,845	
受託業務費用	4	1,171,753
高速道路事業営業利益		3,131
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	43,532	
休憩所等事業収入	10,643	
その他の事業収入	1,817	55,994
2. 営業費用		
受託業務費用	43,603	
休憩所等事業費	9,554	
その他の事業費用	2,122	55,280
関連事業営業利益		714
全事業営業利益		3,846
III. 営業外収益		
受取利息	26	
有価証券利息	25	
受取配当金	1,860	
土地物件貸付料	330	
雑収入	1,133	3,376
IV. 営業外費用		
支払利息	1	
雑損失	140	141
経常利益		7,081
V. 特別利益		
固定資産売却益	164	164
VI. 特別損失		
固定資産除却損	88	
減損損失	277	366
税引前当期純利益		6,879
法人税、住民税及び事業税	1,050	
法人税等調整額	1	1,051
当期純利益		5,828

株主資本等変動計算書

平成31年4月1日 から 令和2年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
					跨道橋 耐震対策 積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成31年4月1日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	9,000	26,065	25,800	23,895	84,762	196,055	△ 27	△ 27	196,028
事業年度中の変動額													
跨道橋耐震対策積立金の積立					4,700			△ 4,700	-	-			-
別途積立金の取崩							△ 5,108	5,108	-	-			-
当期純利益								5,828	5,828	5,828			5,828
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											△ 39	△ 39	△ 39
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	4,700	-	△ 5,108	6,236	5,828	5,828	△ 39	△ 39	5,789
令和2年3月31日残高	52,500	52,500	6,293	58,793	13,700	26,065	20,692	30,132	90,590	201,884	△ 66	△ 66	201,817

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっている。
- ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっている。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

② 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

主な耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

(6) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上している。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っている。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用している。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

通貨スワップについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしている。

④ヘッジ有効性評価の方法

振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理している。

(5) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 8 条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債 570,000 百万円（額面）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債 844,871 百万円（額面）の担保に供している。

二 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っている。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成 16 年法律第 102 号）第 16 条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
中日本高速道路(株)	6 百万円
西日本高速道路(株)	8 百万円
合 計	511,014 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っている。

民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 1,086,129 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 316,686 百万円（額面）、道路建設関係長期借入金が 30,000 百万円それぞれ減少している。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,061 百万円
長期金銭債権	111 百万円
短期金銭債務	53,555 百万円
長期金銭債務	865 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,670 百万円

営業費用 187,696 百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,246 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 105,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金 895 百万円

退職給付引当金 14,733 百万円

ETC マイレージサービス引当金 2,785 百万円

その他 4,084 百万円

繰延税金資産小計 22,497 百万円

評価性引当額 △22,497 百万円

繰延税金資産合計 一百万円

繰延税金負債

その他 △10 百万円

繰延税金負債合計 △10 百万円

繰延税金資産の純額 △10 百万円

6. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1年内	553,025百万円
1年超	18,251,970百万円
合 計	18,804,996百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされている。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされている。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっている。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

一 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ネクスコ・メンテナンス関東	所有 直接 100%	維持修繕業務の委託等	配当金の受入(注)	462		
子会社	㈱ネクスコ東日本エンジニアリング	所有 直接 100%	保全点検業務の委託等	配当金の受入(注)	423		
子会社	㈱ネクスコ・メンテナンス東北	所有 直接 100%	維持修繕業務の委託等	配当金の受入(注)	395		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社の株主総会の決議等をもって剰余金の配当が行われたものである。

二 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	611,879	高速道路事業営業未払金	113,122
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産完成高	316,024	高速道路事業営業未収入金	19,529
				債務の引渡及び債務保証(注1)	346,686		
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)	511,000		
				債務保証(注3)	739,443		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	中日本高速道路(株)	なし	通行料金等の精算	情報設備の受入等	647	未収入金	647

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡している。また、当社は、引き渡した債務について独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
2. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っている。なお、保証料は受け取っていない。
4. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,922.07 円
一株当たり当期純利益金額	55.50 円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月29日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月29日

東日本高速道路株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅村 一彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 修一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 陽子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、「令和元年度監査役会監査方針及び監査計画」、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査役会監査方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、当該会計監査人の職務が適正に行われることを確保するための体制についても、指摘すべき事項は認められません。

令和2年 6月 5日

東日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 藤 田 泰 三 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 岡 本 登 ㊟

監 査 役（社外監査役） 尾 崎 道 明 ㊟

監 査 役（社外監査役） 櫻 井 敬 子 ㊟